

## 井手町低入札価格調査制度実施要綱

井手町低入札価格調査制度実施要綱を次のとおり制定する。

### (趣旨)

第1条 この要綱は、井手町財務規則（昭和45年井手町規則第14号。以下「規則」という。）第81条の2の「最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合」の制度（以下「低入札価格調査制度」という。）に係る事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (調査基準価格の設定)

第2条 工事の請負に係る競争入札において、最低の入札価格によっては契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときの基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、契約ごとに60%を予定価格に乗じて得た価格とする。

### (競争入札参加者への周知)

第3条 本制度の円滑な運用を図るため、一般競争入札にあつては入札説明書等、指名競争入札にあつては入札通知書に、低入札価格調査制度を適用することがあることを明記し、契約担当者は入札執行の際に次のことを説明する。

- (1) 低入札価格調査制度を適用することがあること。
- (2) 調査基準価格未満の入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 調査基準価格未満の入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格未満の入札を行った者は、必要な資料を提出し、事前聴取に応じることにより第5条に規定する調査に協力すること。
- (5) 入札者が第5条に規定する調査に協力しない場合は、その入札を無効とし、指名停止措置を講じることがあること。

### (入札の執行)

第4条 入札の結果、調査基準価格未満の入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して「調査基準価格未満の入札があつたので、規則第81条の2の規定により調査を実施するために落札決定を保留する。」旨を宣言する。

### (調査の実施)

第5条 入札執行者は、調査基準価格未満の価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを確認するために、調査基準価格未満の入

札を行った者（以下「最低価格入札者」という。）に対し、期限を定めて、次の各号に掲げる事項について必要な資料の提出を求め、事情聴取を行い、関係機関へ照会する等により調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳書
- (2) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持ち資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持ち機械の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した同種の公共工事及び発注者並びに成績状況
- (10) 経営内容
  - (11) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）
  - (12) 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払の状況等）
  - (13) その他必要な事項

（調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置）

第6条 入札執行者は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

（調査の結果、適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の措置）

第7条 入札執行者は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、井手町建設事業等発注審査会長（以下「会長」という。）に報告し、会長が召集する井手町建設事業等発注審査会（以下「発注審査会」という。）に調査を求めるものとする。

（発注審査会の調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置）

第8条 発注審査会の調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認められたときは、入札執行者は、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

（発注審査会の調査の結果、適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の措置）

第9条 発注審査会の調査の結果、最低価格入札者がした入札価格によっては契約の内容

に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、入札執行者は、発注審査会の意見を記載した書面を町長に提出し、その承認を受けて、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

- 2 入札執行者は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者とし、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

（準用規定）

第10条 次順位者が調査基準価格未満の入札者であった場合には、第5条から前条までの規定を準用する。

附 則

この要綱は公布の日から施行し、施行日以降に競争入札を行うものから適用する。